

毎週月・水・金曜日発行

# 富山県報

令和3年9月3日

金曜日

第4831号

## 目次

<b>告 示</b>	
○富山県収入証紙売りさばき人の住所変更	1
○地籍調査の成果の認証	2
○土地改良事業計画変更の認可	
○定款変更及び土地改良事業計画変更の認可	3
<b>公 告</b>	
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出	
○条件付き一般競争入札の実施	4
<b>監査委員公告</b>	
○監査の結果の公表	13

## 告 示

### 富山県告示第375号

富山県収入証紙売りさばき人の住所変更について

次のとおり富山県収入証紙売りさばき人の住所変更の届出があったので、告示する。

令和3年9月3日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 売りさばき人 富山市南商工会
- 2 売りさばき人住所
  - (1) 変更前 富山市高内 368 番地
  - (2) 変更後 富山市高内 317 番地 2
- 3 変更年月日 令和3年4月1日

**富山県告示第376号**

地籍調査の成果の認証について

南砺市における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和3年9月3日

富山県知事 新 田 八 朗

1 調査を行った者の名称

南砺市

2 調査を行った時期

南砺市大字皆葎の一部（皆葎Ⅰ）

平成28年4月1日から

令和2年3月23日まで

南砺市大字皆葎の一部（皆葎Ⅱ）

平成29年4月3日から

令和3年3月22日まで

3 成果の名称

南砺市大字皆葎の一部（皆葎Ⅰ）の地籍図及び地籍簿

南砺市大字皆葎の一部（皆葎Ⅱ）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

南砺市大字皆葎の一部（皆葎Ⅰ）

南砺市大字皆葎の一部（皆葎Ⅱ）

5 認証年月日

令和3年8月23日

**富山県告示第377号**

土地改良事業計画変更の認可について

布尻土地改良区から申請のあった土地改良事業計画変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定



- (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物西側 2 箇所／38台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南西側 1 箇所／40㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内南西側 2 箇所／7.27㎡

#### 7 店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前9時及び翌午前0時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分～翌午前0時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
敷地西側 2 箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時～午後10時

8 届出の日 令和3年8月17日

9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

10 縦覧期間 令和3年9月3日から令和4年1月3日まで

#### 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

#### 条件付き一般競争入札の実施について

富山県立中央病院令和2年度衛生設備劣化改修工事について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」

という。)第167条の6第1項の規定により公告します。

令和3年9月3日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 富山県立中央病院令和2年度衛生設備劣化改修工事
- (2) 工事場所 富山市西長江地内
- (3) 発注工種 管工事
- (4) 工事概要 受水槽用機械室、揚水ポンプ等更新  
中央病棟 PS 新設、ステンレス流し更新  
中央診療棟地下1階配管更新
- (5) 工 期 契約を締結した日の翌日から令和4年7月29日まで
- (6) 予定価格 110,300,000円(消費税相当額を除く。)
- (7) 調査基準価格 有

2 入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件を満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、この入札に参加することができない。

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。

イ 富山県東部(富山土木センター(立山土木事務所を含む。))管内又は新川土木センター(入善土木事務所を含む。))管内)の区域内に建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第6条に規定する主たる営業所を有する者であること。

ウ 富山県における令和3・令和4年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、管工事の等級がAの者として登載されており、かつ、管工事に係る総合数値が950点以上の者として登載されていること。

エ 入札参加資格の確認の申請の期限の日から当該工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けてい

ない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第 1 項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。

### 3 申請書及び添付書類の提出

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）

イ 入札参加資格確認書（様式第 2 号）

(2) 申請書等の様式は、富山県立中央病院ホームページ（下記URL）の「入札情報」からダウンロードし、必要事項を記入すること。

<https://www.tch.pref.toyama.jp/>

(3) 提出期間

令和3年9月6日（月）から令和3年9月15日（水）まで（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第 1 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 8 時30分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時15分まで。

(4) 提出場所

〒930-8550 富山市西長江二丁目 2 番78号

富山県立中央病院経営管理課管財係

(5) 提出方法

書類の提出は、持参し、又は郵送する（書留郵便等発送の記録が残る方法に限る。提出期間の締切日までに必着）方法により行うものとする。

### 4 公告に関する質問等

(1) この公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した文書を持参若しくは郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 令和3年9月3日（金）から令和3年9月29日（水）まで（休

日を除く。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係(電話076-491-7115)

- (2) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を富山県立中央病院外来診療棟5階廊下に掲示し、公表する。

## 5 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、令和3年9月16日(木)までに文書により通知する。

## 6 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求

- (1) 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 令和3年9月17日(金)から令和3年9月22日(水)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係

- (3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、令和3年9月29日(水)までに文書により行うものとする。

## 7 設計図書等の配付及び質問等

- (1) 入札参加資格が有る旨の通知をした者(以下「入札参加資格者」という。)に対し、令和3年9月17日(金)までに設計図書等は無償で貸与する。貸与した設計図書等は入札終了時に回収する。

- (2) 貸与する設計図書等の配付先は、次のとおりとする。

富山県立中央病院経営管理課管財係

- (3) 設計図書等に関する質問は、質問事項を記載した文書を持参し、又は郵送する(受付期間の締切日までに必着)方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 令和3年9月17日(金)から令和3年9月29日(水)まで(休

日を除く。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係(電話076-491-7115)

- (4) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。
- (5) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、その概要を富山県立中央病院外来診療棟5階廊下に掲示し、公表する。

## 8 入札の日時、場所

(1) 入札の日時 令和3年10月4日(月)午後1時30分

(2) 入札の場所

〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号

富山県立中央病院外来診療棟5階51会議室

## 9 入札の方法等

- (1) 入札は、出場入札により行うものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札回数は、1回とする。

## 10 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に当たっては、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を入札書に添付すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は、7の(1)の設計図書等の配布の際に、併せて様式の配布を受け、作成すること。
- (3) 工事費内訳書が提出されない場合、当該者の入札を無効とする。また、工事費内訳書の内容に不備がある場合、原則として当該者の入札を無効とする。
- (4) 工事費内訳書は、参考として提出を求めるものであり、その内容によって入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではないが、当該内容が適正でない場合、工事費内訳書が提出されなかったとして、当該者の入札を無効とするこ

とがある。

#### 11 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

#### 12 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札
- (2) その他入札心得（予定価格事前公表試行工事）第6条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 2(1)のただし書に規定する場合に該当する入札

#### 13 落札者の決定方法

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第92条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、富山県低入札価格調査等実施要領に基づき、審査を行い、落札者を決定する。

#### 14 契約保証金に関する事項

契約保証金は、入札心得（予定価格事前公表試行工事）第10条の規定による。

#### 15 配置予定技術者の確認

- (1) 受注者から現場代理人等届が提出された際に、CORINS等により現場代理人及び主任（監理）技術者の適正配置の確認を行う。
- (2) (1)の規定による確認の結果、現場代理人又は主任（監理）技術者の配置が適正でないと認めるときは、契約の解除若しくは指名停止又はその両方を行うことがある。

#### 16 その他

- (1) 当該工事の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、富山県会計規則及び入札心得の定めるところによる。
- (2) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

- (3) 提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。
  - (4) 提出された申請書等は、返却しない。
  - (5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。
  - (6) 入札書を提出するに当たっては、4の公告に関する質問等及び7の(3)の設計図書等に関する質問等の内容を確認すること。
  - (7) その他不明な点については、富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）に問い合わせること。
-

(様式第1号)

年 月 日

入札参加資格確認申請書

富山県知事 新田 八朗 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の工事に係る入札参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

記

1. 工事名 富山県立中央病院令和2年度衛生設備劣化改修工事
2. 履行期限 令和4年7月29日まで

(提出者)

業者番号  
業者名称  
業者郵便番号  
業者住所  
役職名  
代表者氏名  
代表電話番号  
代表FAX番号  
部署名  
商号(連絡先名称)  
連絡先氏名  
連絡先住所  
連絡先電話番号  
連絡先E-Mail  
添付資料

## (様式第2号)

## 入札参加資格確認書

住所

商号又は名称

代表者氏名

下記の工事に係る入札に参加する者に必要な資格については、下記のとおり確認しました。

## 記

- 1 工事名 富山県立中央病院令和2年度衛生設備劣化改修工事
- 2 入札に参加する者に必要な資格

内 容	該当・非該当の別(※)
①政令第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。	( 該当 ・ 非該当 )
②富山県東部(富山土木センター(立山土木事務所を含む。)管内又は新川土木センター(入善土木事務所を含む。)管内)の区域内に建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第6条に規定する主たる営業所を有する者であること。	( 該当 ・ 非該当 )
③富山県における令和3・令和4年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、管工事の等級がAの者として掲載されており、かつ、管工事に係る総合数値が950点以上の者として掲載されていること。	( 該当 ・ 非該当 )
④入札参加資格の確認の申請の期限の日から当該工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。	( 該当 ・ 非該当 )
⑤会社更生法第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者(建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。)でないこと。	( 該当 ・ 非該当 )

(※) 申請者は、資格の内容(左欄)を満たすことを確認の上、右欄の「該当」に○印を付すこと

**監査の結果の公表について**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき、令和3年7月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年9月3日

富山県監査委員 筱岡 貞郎  
 富山県監査委員 永森 直人  
 富山県監査委員 天坂 幸治  
 富山県監査委員 伊東 尚志

**1 県の機関****(1) 監査対象箇所**

		監 査 年 月 日
生活環境文化部	県 民 生 活 課	令和3年7月21日
同	文 化 振 興 課	令和3年7月28日
同	国 際 課	令和3年7月21日
同	環 境 政 策 課	令和3年7月21日
同	自 然 保 護 課	令和3年7月28日
同	環 境 保 全 課	令和3年7月28日
厚生部	中 央 病 院	令和3年7月8日
同	リハビリテーション病院 ・こども支援センター	令和3年7月13日
商工労働部	商 工 企 画 課	令和3年7月27日
同	地 域 産 業 支 援 課	令和3年7月27日
同	立 地 通 商 課	令和3年7月27日
同	労 働 政 策 課	令和3年7月26日
同	産業技術研究開発センター	令和3年7月6日
土木部	流 域 下 水 道	令和3年7月9日

監査対象箇所			監 査 年 月 日
出 納 局	検 査 室		令和3年7月26日
同	出 納 課		令和3年7月21日
同	総 務 会 計 課		令和3年7月26日
同	富 山 出 納 室		令和3年7月6日
同	高 岡 出 納 室		令和3年7月21日
同	魚 津 出 納 室		令和3年7月12日
同	砺 波 出 納 室		令和3年7月21日
企 業 局	企 業 局		令和3年7月9日
監 査 委 員	監 査 委 員 事 務 局		令和3年7月8日
教 育 委 員 会	教 育 企 画 課		令和3年7月15日
同	生 涯 学 習 ・ 文 化 財 室		令和3年7月15日
同	教 職 員 課		令和3年7月15日
同	県 立 学 校 課		令和3年7月20日
同	小 中 学 校 課		令和3年7月20日
同	保 健 体 育 課		令和3年7月20日
同	西 部 教 育 事 務 所		令和3年7月6日

(注) 天坂監査委員については、地方自治法第 199条の2の規定により、監査委員事務局に係る監査には加わっていない。

## (2) 監査対象年度

令和元年度及び令和2年度

## (3) 監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われて

いると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 収入証紙収納額報告書に誤りがあった。(3箇所)
- イ 歳入調定に歳入科目誤りのものがあった。
- ウ 時間外勤務手当の支給に誤りがあった。
- エ 旅費の支給に誤りがあった。
- オ 資金前渡金の精算に伴う返納が年度内に完了せず、翌年度の歳入としたものがあった。
- カ 補助金の変更交付決定が必要であったのに行われていないものがあった。(3箇所)
- キ 過年度支出が生じた。
- ク 支払いが遅れているものがあった。(2箇所)
- ケ 予定価格調書のないものがあった。
- コ 検査調書のないものがあった。
- サ 事故による損害賠償があった。

## 2 財政的援助団体等

### (1) 監査対象箇所

監 査 年 月 日

公益財団法人富山県文化振興財団

令和3年7月8日

富山県道路公社

令和3年7月9日

公益財団法人富山県下水道公社

令和3年7月13日

### (2) 監査対象年度

令和2年度

### (3) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われてい

るか、また、その財政的援助等により所期の目的が達成されているかについて、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 旅費の支給に誤りがあった。
- イ 支出金額を誤っているものがあった。
- ウ 物品の買入れにおいて検査調書のないものがあった。